

(様式第2号)

監委第36号
平成23年6月13日

太田市長 清水 聖義 様
太田市議会議員 白石 さと子 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎
太田市監査委員 永田 洋治

定期監査結果報告書 (教育部)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の期間

平成23年5月26日から平成23年6月7日まで

2 監査の方法

定期監査実施にあたっては、各監査対象における平成22年度（平成23年3月31日現在）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に実施されているか監査を実施した。

3 監査の対象

◎ 教育部

(1) 組織

本監査日現在、教育部の監査対象所属職員は259名（うち嘱託職員56名、臨時職員51名）であり、9課1室及び商業高校で構成されている。

○ 教育総務課

(1) 組織

本監査日現在、教育総務課の職員は10名（うち臨時職員2名）であり、総務係及び教育給与係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 教育委員会委員及び教育長の秘書に関すること。
- イ 教育委員会の会議に関すること。
- ウ 公印の管理に関すること。
- エ 教育行政に関する相談に関すること。

- オ 職員の任免、分限、懲罰、服務等の人事及び給与に関すること。
- カ 職員の研修及び福利厚生に関すること。
- キ 教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。
- ク 奨学金に関すること。
- ケ 後援及び共催申請に関すること。
- コ 尾島庁舎の維持管理に関すること。
- サ 商業高校との連絡調整に関すること。
- シ 幼稚園事務の委任等に関すること。
- ス 他の課に属さないこと。

○ 学校施設管理課

(1) 組 織

本監査日現在、学校施設管理課の職員は12名（うち嘱託職員1名）であり、財務係及び施設整備係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 学校予算の執行及び決算に関すること。
- イ 教材用備品の調達に関すること。
- ウ 学校施設の管理及び防災に関すること。
- エ 学校施設の総合計画の策定に関すること。
- オ 学校施設の大規模改造工事及び施設・設備の修繕等に関すること。
- カ 学校の設置及び廃止に関すること。
- キ その他学校施設の管理に関すること。

○ 耐震化推進室

(1) 組 織

本監査日現在、耐震化推進室の職員は6名である。

(2) 事務分掌

- ア 学校施設の耐震化の推進に関すること。
- イ その他学校施設の整備の協力及び支援に関すること。

○ 生涯学習課

(1) 組 織

本監査日現在、生涯学習課の職員は13名（うち嘱託職員2名）であり、管理係及び生涯学習係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 文化功労賞に関すること。
- イ 生涯学習に関すること。
- ウ 社会教育に関すること。
- エ 社会教育施設（行政センターを含む。）との連絡調整に関すること。

- オ 社会教育委員の委嘱に関する事。
- カ 社会人権教育に関する事。
- キ 社会教育総合センターの管理運営に関する事。
- ク 生涯学習センターとの連絡調整に関する事。
- ケ 公民館の管理運営に関する事。

○ 図書館課

(1) 組 織

本監査日現在、図書館課の職員は35名（うち嘱託職員14名、臨時職員10名）であり、中央図書館、尾島図書館、新田図書館及び藪塚本町図書館で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 学習文化センターの管理運営に関する事。
- イ 図書館に関する事。
- ウ 図書館協議会に関する事。

○ 青少年課

(1) 組 織

本監査日現在、青少年課の職員は25名（うち嘱託職員9名、臨時職員5名）であり、健全育成係、青少年教育係及び施設運営係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 青少年センターに関する事。
- イ 青少年問題協議会に関する事。
- ウ 環境浄化活動に関する事。
- エ 勤労青少年ホームの管理運営に関する事。
- オ 宝南センターの管理運営に関する事。
- カ 青少年教育の総合的な企画立案に関する事。
- キ 青少年の健全育成事業に関する事。
- ク 青少年の教育施設に関する事。
- ケ 青少年関係団体の育成に関する事。
- コ 成人式に関する事。
- サ 金山青年の家の管理運営に関する事。
- シ 金山の森キャンプ場の管理運営に関する事。
- ス その他青少年に関する事。

○ 文化財課

(1) 組 織

本監査日現在、文化財課の職員は45名（うち嘱託職員11名、臨時職員12名）であり、文化財保護係、埋蔵文化財係、史跡整備係及び歴史施設係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 文化財の企画調整及び計画策定に関すること。
- イ 文化財の指定及び解除に関すること。
- ウ 文化財の保存管理及び教育普及に関すること。
- エ 文化財の調査研究に関すること。
- オ 重要文化財に関する現状変更等の許可等に関すること。
- カ 収集資料等の管理及び活用に関すること。
- キ 文化財調査委員に関すること。
- ク 埋蔵文化財の保護及び調整に関すること。
- ケ 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事に係わる届出の受理及び指示等に関すること。
- コ 史跡の整備及び活用に関すること。
- サ 史跡に関する軽微な現状変更等の許可等に関すること。
- シ 新田荘歴史資料館の管理運営に関すること。
- ス 高山彦九郎記念館の管理運営に関すること。
- セ 縁切寺満徳寺資料館の管理運営に関すること。
- ソ 藪塚本町歴史民俗資料館の管理運営に関すること。
- タ 史跡金山城跡ガイダンス施設の管理運営に関すること。
- チ 太田市金山地域交流センターの管理運営に関すること。
- ツ 文化財関係図書等の販売に関すること。
- テ その他文化財に関すること。

○ 商業高校

(1) 組 織

本監査日現在、商業高校の職員は9名（うち嘱託職員3名）である。

(2) 事務分掌

- ア 公印の保管に関すること。
- イ 授業料等に関すること。
- ウ 学校の整備計画に関すること。
- エ 教職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- オ 調査統計に関すること。
- カ 生徒の就学に関すること。
- キ 学校の庶務に関すること。
- ク 施設及び設備の維持管理に関すること。
- ケ 団体事務に関すること。
- コ 部活動の支援に関すること。
- サ 太田中学校における教育と一貫した教育を行うために必要な事務に関すること。

○ 学校教育課

(1) 組 織

本監査日現在、学校教育課の職員は55名（うち嘱託職員14名、臨時職員21名）であり、管理係、教職員係、指導係及び教育研究所で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 児童及び生徒の就学並びに異動に関する事。
- イ 学齢簿の編集に関する事。
- ウ 就学区域に関する事。
- エ 児童及び生徒の就学奨励並びに就学援助に関する事。
- オ 学校 ISO 認証取得に関する事。
- カ 教職員の任免、分限及び懲戒の人事に関する事。
- キ 教職員のサービスの監督に関する事。
- ク 教員免許状に関する事。
- ケ 産休、病休及びその他臨時教職員の任用に関する事。
- コ 教育活動支援隊に関する事。
- サ 学校の経営並びに教員の指導及び助言に関する事。
- シ 学校の組織編成に関する事。
- ス 教育課程の助言及び指導に関する事。
- セ 教職員の研修に関する事。
- ソ 教科用図書及び教材に関する事。
- タ 教育研究所に関する事。
- チ 中高一貫教育準備室に関する事。
- ツ その他児童生徒、教職員等に関する事。

○ 健康教育課

(1) 組 織

本監査日現在、健康教育課の職員は13名（うち嘱託職員2名、臨時職員1名）であり、保健体育係、学校給食係及び新田学校給食センターで構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 学校保健に関する事。
- イ 給食予算に関する事。
- ウ 学校、幼稚園及び保育園の給食に関する事。
- エ 給食の総合計画及び向上発展に関する事。
- オ 栄養指導に関する事。
- カ 給食調理員の研修及び連絡調整に関する事。
- キ 給食代替調理員の連絡調整に関する事。
- ク 給食センターの運営に関する事。
- ケ 給食の調理及び輸送に関する事。
- コ 給食センター運営委員会に関する事。

サ その他給食の管理に関する事。

○ 文化スポーツ課

(1) 組 織

本監査日現在、文化スポーツ課の職員は32名であり、文化係及びスポーツ係で構成されている。

(2) 事務分掌

ア 文化振興に関する事。

イ 文化振興計画の作成に関する事。

ウ スポーツ振興に関する事。

エ 体育指導員の委嘱に関する事。

オ 体育協会に関する事。

カ 文化スポーツ施設の管理に関する事。

キ おおた芸術学校の運営に関する事。

ク おおたスポーツアカデミーの運営に関する事。

ケ 文化スポーツ振興事業の事業委託に関する事。

コ 文化スポーツ施設の指定管理者に関する事。

サ 財団法人太田市文化スポーツ振興財団との連絡調整に関する事。

4 監査の結果

(1) 執行状況

教育部の予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、おおむね適正なものと認められた。

太田市長 清水 聖義 様
太田市議会議員 白石 さと子 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎
太田市監査委員 永田 洋治

定期監査結果報告書
(市民生活部)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の期間

平成23年5月26日から平成23年6月7日まで

2 監査の方法

定期監査実施にあたっては、各監査対象における平成22年度(平成23年3月31日)現在の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に実施されているか監査を実施した。

3 監査の対象

◎ 市民生活部

(1) 組織

本監査日現在、市民生活部の監査対象所属職員は141名(うち嘱託職員27名、臨時職員5名)であり、1課及び15行政センターで構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 市民生活の支援及び相談に関する事項
- イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- ウ 交通に関する事項
- エ 地域コミュニティに関する事項
- オ 行政センターに関する事項

○ 地域総務課

(1) 組織

本監査日現在、地域総務課の職員は9名(うち嘱託職員1名)であり、総務管理係及び地域コミュニティ係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 地域活動の振興に関すること。
- イ 行政区及び区制事務に関すること。
- ウ 部内の連絡調整に関すること。

○ 太田行政センター

(1) 組織

本監査日現在、太田行政センターの職員は6名(うち嘱託職員1名)であり、住民サービス係及び生涯学習係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 地区住民の生活向上に関する事。
- イ 生涯学習に関する事。

○ 九合行政センター

(1) 組 織

本監査日現在、九合行政センターの職員は10名(うち嘱託職員2名、臨時職員1名)であり、住民サービス係及び生涯学習係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関する事。
- イ 地区住民の生活向上に関する事。
- ウ 生涯学習に関する事。

○ 沢野行政センター

(1) 組 織

本監査日現在、沢野行政センターの職員は11名(うち嘱託職員4名)であり、住民サービス係、生涯学習係及び南ふれあいセンターで構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関する事。
- イ 地区住民の生活向上に関する事。
- ウ 生涯学習に関する事。
- エ 南ふれあいセンターの管理運営に関する事。

○ 葦川行政センター

(1) 組 織

本監査日現在、葦川行政センターの職員は7名であり、住民サービス係及び生涯学習係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関する事。
- イ 地区住民の生活向上に関する事。
- ウ 生涯学習に関する事。

○ 鳥之郷行政センター

(1) 組 織

本監査日現在、鳥之郷行政センターの職員は7名であり、住民サービス係及び生涯学習係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関する事。
- イ 地区住民の生活向上に関する事。
- ウ 生涯学習に関する事。

○ 強戸行政センター

(1) 組 織

本監査日現在、強戸行政センターの職員は9名(うち嘱託職員3名)であり、住民サービス係、生涯学習係及び強戸ふれあいセンターで構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関する事。
- イ 地区住民の生活向上に関する事。
- ウ 生涯学習に関する事。
- エ 強戸ふれあいセンターの管理運営に関する事。

○ 休泊行政センター

(1) 組 織

本監査日現在、休泊行政センターの職員は12名(うち嘱託職員3名)であり、住民サービス係、生涯学習係及び施設管理係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関すること。
- イ 地区住民の生活向上に関すること。
- ウ 生涯学習に関すること。

○ 宝泉行政センター

(1) 組 織

本監査日現在、宝泉行政センターの職員は8名(うち嘱託職員1名)であり、住民サービス係及び生涯学習係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関すること。
- イ 地区住民の生活向上に関すること。
- ウ 生涯学習に関すること。

○ 毛里田行政センター

(1) 組 織

本監査日現在、毛里田行政センターの職員は7名であり、住民サービス係及び生涯学習係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関すること。
- イ 地区住民の生活向上に関すること。
- ウ 生涯学習に関すること。

○ 尾島行政センター

(1) 組 織

本監査日現在、尾島行政センターの職員は15名(うち嘱託職員6名)であり、住民サービス係、生涯学習係及び尾島ボランティア係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関すること。
- イ 地区住民の生活向上に関すること。
- ウ 生涯学習に関すること。
- エ 道路舗装等直営工事の連絡調整に関すること。
- オ ボランティア活動の推進及びボランティア団体との連絡調整に関すること。

○ 世良田行政センター

(1) 組 織

本監査日現在、世良田行政センターの職員は6名(うち臨時職員1名)であり、住民サービス係及び生涯学習係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関すること。
- イ 地区住民の生活向上に関すること。
- ウ 生涯学習に関すること。
- エ 道路舗装等直営工事の連絡調整に関すること。

○ 木崎行政センター

(1) 組 織

本監査日現在、木崎行政センターの職員は7名(うち嘱託職員1名、臨時職員1名)であり、住民サービス係及び生涯学習係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関すること。
- イ 地区住民の生活向上に関すること。
- ウ 生涯学習に関すること。
- エ 道路舗装等直営工事の連絡調整に関すること。

○ 生品行政センター

(1) 組 織

本監査日現在、生品行政センターの職員は7名(うち嘱託職員1名、臨時職員1名)であり、住民サービス係及び生涯学習係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関すること。
- イ 地区住民の生活向上に関すること。
- ウ 生涯学習に関すること。
- エ 道路舗装等直営工事の連絡調整に関すること。

○ 綿打行政センター

(1) 組 織

本監査日現在、綿打行政センターの職員は7名(うち嘱託職員2名)であり、住民サービス係及び生涯学習係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関すること。
- イ 地区住民の生活向上に関すること。
- ウ 生涯学習に関すること。
- エ 道路舗装等直営工事の連絡調整に関すること。

○ 藪塚本町行政センター

(1) 組 織

本監査日現在、藪塚本町行政センターの職員は11名(うち嘱託職員2名、臨時職員1名)であり、住民サービス係及び生涯学習係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関すること。
- イ 地区住民の生活向上に関すること。
- ウ 生涯学習に関すること。
- エ 道路舗装等直営工事の連絡調整に関すること。
- オ 藪塚本町庁舎の維持管理に関すること。

4 監査の結果

(1) 執行状況

市民生活部の予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、おおむね適正なものと認められた。